

考える主権者をめざす情報誌

Voters

No. 12

2013年2月20日発行

特集

ソーシャルメディアを考える

- ソーシャルメディアは政治・選挙を変えるか（遠藤 薫） 3
- 2012年衆院選に見るソーシャルメディアの可能性と課題（西田 亮介） 6
- アメリカ大統領選挙とソーシャルメディア（前嶋 和弘） 8
- ソーシャルメディアが変える政治とその限界（逢坂 巖） 10

巻頭言

「選管を制する者は選挙を制する」という過去から 2
（木村 良一）

コーナー

情報フラッシュ 13

ミニ
レポート

若者フォーラム2012 16

連載

オーストラリアの
シティズンシップ教育（最終回） 18

連載

現代選挙違反事情（最終回） 20

連載

早わかり「政治学」（4） 22

コーナー

海外の選挙事情
アメリカの大統領選挙 24

コーナー

名言の舞台 26



財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



「選管を制する者は選挙を制する」という過去から

青森中央学院大学教授 木村 良一



▶「暗い選挙」の過去から

本誌「Voters」の趣旨に最もふさわしくない表題を掲げた。過去の青森県には、「選管を制する者は選挙を制する」とか「誰が投票したかより誰が票を数えたか」によって選挙の勝敗が決まる、という時代があった。これをマスコミなどは「津軽選挙」と名付けたし、自治省（現総務省）からは、「選挙特例県」とも呼ばれた。

時代は昭和の市町村合併を境に昭和50年代まで、合併市町村の首長選挙戦が激しく、そのため違法な選挙が続発した。公正・中立であるべき選管委員長が、どちらかの候補者に加担し、開票作業をすすめていくなかで、選挙の形勢が自派に不利だと見ると、選挙長は「選挙に不正があった」と宣言し、開票作業の中止を命じたり、票の再点検を命ずる。この再点検で、同一筆跡の疑いがあるという票を多数抜き出して、その票を無効票とする。そのために選挙の勝敗が逆転し、選管委員長が加担する候補者の当選となる。

落選した候補派からは地元選管に異議申し立てをするが、地元選管は棄却する。そこで県選管に審議申し立てをするが、結論が出ない。事件は法廷に持ち込まれる。今日では選挙裁判は100日裁判となり決着も早くなったが、当時の裁判は最高裁まで持ちこまれると3年、4年と判決が長引いた。その間、逆転当選した首長は、1期の任期を全うすることになる。

ここに「選管を制する者は選挙を制する」ということになり、「誰が投票したかより誰が票を数えたか」ということになる。

青森県では一時期、多くの不正選挙が発覚したが、津軽地域の選挙の激しさが、公正・中立であるべき選管を巻き込み、選管委員長が加担した側が選挙に勝利するという伝説がまかり通った。こうした時期があったため、今でも市町村の選管委員を選出するために議会が紛糾することがある。

そのため、県をはじめ市町村の選管委員長には、お寺の和尚さんが適任とされている。

▶「明るい選挙」の未来へ

近年では、このような不正選挙もなくなったが、選挙の激しさは変わらない。この選挙の激しさは風土的なところもあって、津軽では争いごとが好きな風土病がある。その争いごとに恰好の機会を与えるのは選挙である。だから有権者も巻き込んだ激しい選挙となる。この激しい選挙を外様から見ると、自治意識の低さだとか経済的後進県だからとかの批判もあるが、決してそうではない。選挙の激しさは風土病なのである。だから選挙が終わるとノーサイド。選挙のしこりもなくコミュニティ活動が活発になる

過去の不名誉な体験を逆手にとって、いま青森県は一体となって明るい選挙推進のため活動をすすめている。平成の市町村合併当時、組織も緩んでいたが、現在、各自治体の組織率も100%に達した。県内の学生たちも「選挙へGO!!」を立ち上げて、若者の政治意識、投票率向上のため活動を始めた。この活動が認められて、第7回マニフェスト大賞、優秀マニフェスト推進賞を受賞した。

政権交代で人気を博した政策「事業仕分け」で、明るい選挙推進活動の役割が終わったのではないかという認識のもと、予算削減の対象になったと聞いたが、大変な見当違いである。多くの国民のボランティアに支えられて、せっかく明るい選挙が定着しつつある時に、この運動の腰を折ることがあってはならない。青森県は、推進協会の協力を得て、いろんな啓発事業を展開しようとしている。元に戻してはならない。

きむら りょういち 専攻は政治学、西洋政治思想史。主な著書に『近代政治理論の源流』（成文堂）、『検証・戦後青森県衆議院議員選挙』（北方新社）など。青森県明るい選挙推進協議会会長

ソーシャルメディアは政治・選挙を変えるか

学習院大学法学部教授 遠藤 薫



ソーシャルメディアと政治の潮流

2012年11月7日、アメリカ大統領選挙で再選を果たしたオバマ大統領は、勝利の第一声をTwitter上で発した。「みなさんのおかげです。ありがとう」「みんながいたからできた。ありがとう」という2件の簡潔なツイート（つぶやき）の後、「あと4年」の言葉とともに、ミシェル夫人と抱き合う写真が投稿された（図1）。このツイートが人びとの共感を呼び、瞬く間に数十万の人びとによって転送され、多くのテレビや新聞がこの話題を取り上げた。これがまさに現代の政治の風景なのである。

オバマ大統領は、4年前に無名の青年からアメリカ大統領の座へ駆け上がる時も、ソーシャルメディアを活用した選挙運動を展開し、「グラスルーツ（草の根）」をもじった「ネットルーツ」運動と呼ばれた。今回の選挙でも、ソーシャルメディアが駆使されたことはいままでもない。

アメリカだけでなく、イギリスやフランス、

ドイツなどでも、ソーシャルメディアが政治や選挙を大きく変えつつある。

ソーシャルメディアは市民の政治運動にも力を発揮する。アメリカの保守派の「ティーパーティー」運動や、反格差運動である「ウォールストリートを占拠せよ」運動でも、ソーシャルメディアが人びとを動員するプラットフォームとなった。

また、2010～2011年の「アラブの春」でも、ソーシャルメディアが人びとを結集させる媒介として大きな力を発揮したといわれる。このときは、緊迫する情勢をリアルタイムで世界に発信し、世界世論を喚起するという意味でも注目された。

日本でも、現在では多くの政治家がTwitterアカウントやFacebookページをもち、情報発信に努めている。2009年の総選挙以降、「Yahoo! みんなの政治」「楽天政治 LOVE JAPAN」「Google政治家と話そう」などの動きも活発化している。

ソーシャルメディアとはなにか

さて、そもそもソーシャルメディアとは何か。

その定義は必ずしも明確ではない。TwitterやFacebookなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やYouTubeやニコニコ動画などの動画サイトを指すことが多い。ブログや掲示板もソーシャルメディアに含めることもある。

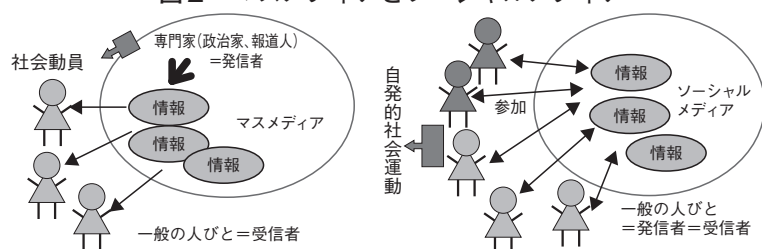
ソーシャルメディアは既存のマスメディアとどこが違うのか。

マスメディアは、専門のジャーナリストが一次情報を収集し、選別し、編集して、多数の人びと（マス）に画一的に届ける、一方向的な情



図1 オバマ大統領の大統領選勝利ツイート

図2 マスメディアとソーシャルメディア



報提供メディアである。争点設定や、民意の解釈、望ましい社会の方向づけなどについても、マスメディアが大きな発言力を持ってきた。「第4の権力」と呼ばれた所以である。

一方、ソーシャルメディアは、CGM（コンシューマー・ジェネレイティッド・メディア：利用者によって創り出されるメディア）とも呼ばれるように、誰でも自由に自分の意見を不特定多数の人びとに発信し、また不特定多数の人びとから受信することのできるメディアなのである。

II ソーシャルメディアの発展

ソーシャルメディアは2000年代に発展した。

その先駆けとして、1999年、アメリカでブログが始まった。日本では同年、「2ちゃんねる」が開設された。2001年に9・11同時多発テロが発生した時には、マスメディアが現場になかなか近づけないなか、ブログなどを通して、被災者たちから具体的な情報が発信され、新しいメディアの力が認識された。

2003年に登場したMySpaceが膨大な利用者を集めたことで、SNSに注目が集まるようになった。2004年に始まったFacebookは、2012年10月の時点で、世界で利用者が10億人を超えた。日本でも2004年にmixiがサービスを開始し、2012年9月時点で約1400万人の利用者がいる。Twitterは、140文字以内の短文を投稿できる。2006年に始まり、2012年10月時点で世界の利用者は2億人に達した。

また、動画投稿サイトであるYouTubeは2005年に開設された。“Broadcast Yourself”（あなた自身が放送局）を合言葉に、誰もが世界に向けて情報発信する場となっている。選挙運動や社会的主張のための動画など、政治関連の動画も大量に投稿されている。日本では、2010

年11月に、尖閣諸島沖での中国船衝突映像が個人によって投稿され、社会に衝撃をあたえた。また2011年3月の東日本大震災では、被災した南相馬市長が、救援の遅れている市の窮状を、世界に向けてとつとつと訴え、大きな反響を呼んだ。

日本の動画共有サイトであるニコニコ動画は2007年に本格始動した。動画にコメントをつけることのできる機能がユニークである。ここから派生したニコニコ生放送は、その名のとおりライブで動画共有を行うものである。記者会見や討論会などを時間の制約なしに「放送」する。

II ソーシャルメディアと日本の選挙

2012年12月16日、第46回総選挙が行われた。日本では公職選挙法によってインターネットを介した選挙活動が禁じられている。このため、諸外国のようにソーシャルメディアを駆使した選挙キャンペーンは行われていない。

それでも、既述のように、ソーシャルメディアは、様々なかたちで重要な情報源となりつつある。2012年11月29日にはニコニコ生放送でネット党首討論会が開かれ、延べ150万近い来場者数を記録した。また開票速報も、ニコニコ生放送やustream、YouTubeなどから配信された。

図3は、今回の選挙に先立って筆者が行った調査*の一部で、2009年総選挙、2010年参議院選挙、2012年総選挙において重要な情報源は何だったか（何か）を尋ねた結果である。これによれば、テレビと新聞の重要度（重要と答えた人の割合）は、この3年間で大きな変化はないが、インターネットは2009年の24.1%から2012年の38.8%へと急増している。またテレビや新聞では、高年齢層ほど重要度が高いのに対して、インターネットは30代が最も重要と答えている。

一方、図4は、同じ調査で、ソーシャルメディアについて尋ねた結果である。インターネット利用という点、ソーシャルメディアよりもポータルサイトなどの利用が多く、現時点では、ソーシャルメディアの利用率はあまり高くない。それでも、ソーシャルメディア全体では、2009年の3.0%から2012年の7.0%へと激増しており、

図3 選挙の重要な情報源 (%、年代別集計)

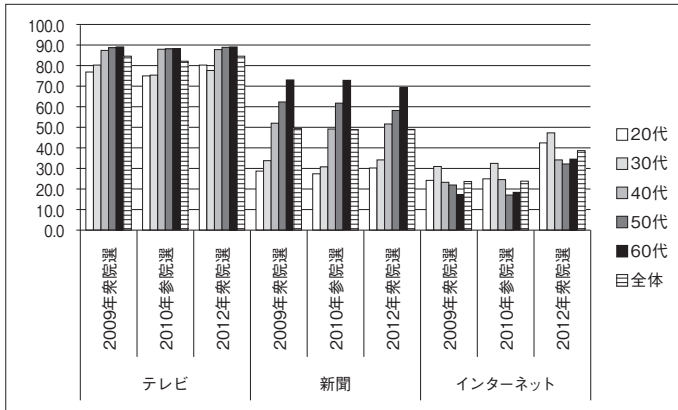
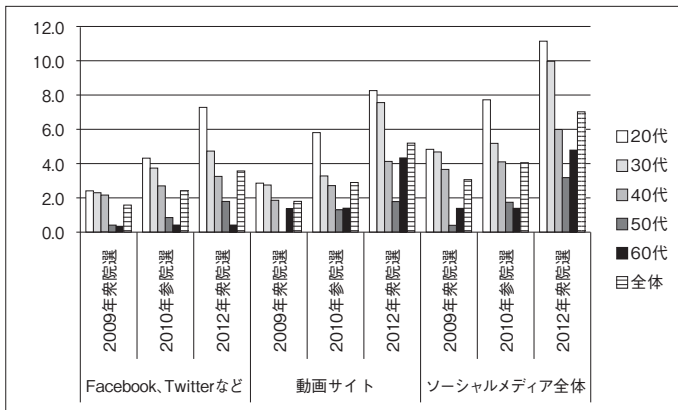


図4 選挙の重要な情報源としてのソーシャルメディア (%、年代別集計)



今後の利用拡大が予想される。ソーシャルメディアについては、若年層の重要度の高さが顕著であり、2012年、20代では11.2%に達している。また動画サイトについては、60代でも高い重要度を示している。

ソーシャルメディアと民主主義 集団知性か、集団浅慮か、集団分極化か

ソーシャルメディアは、一般の人びとが、場所や時間の制約なく、自由に意見を述べ、論じあう場を提供する。そのことから、直接民主主義の基盤となるアゴラ（市民が意見を述べあう場）のように機能するのではないかと、この期待が寄せられてきた。

この期待は、「集団知性」という考え方によって補強される。J.スロウィツキーによれば、少数の専門家よりも、多様な意見を持った人びとの意見を総合することによって正しい判断が得られるという。これを「集団的知性」と呼ぶ。

しかし、心理学者のI.ジャニスは、多くの人間による意思決定では、欠陥のある判断が生じやすい（集団浅慮）と論じている。

またアメリカの憲法学者であるC.サンスティーンは、集団分極化の危険を指摘している。ソーシャルメディアでは、「友だち」関係でつながっていくために、似た考え方をもつ人が集まりやすい。このような集団では、共通の考え方を過激化し、他の考え方をもつ人を排斥、攻撃する傾向がある。これを「集団分極化」という。

ただし、これらの見解は相互に異なるものの、矛盾するものではない。多様な意見を受け入れ、個々のメンバーが自律的に判断するようなオープンな環境では集団的知性が創発し、偏狭でバイアスのかかった集団では集団的浅慮や分極化が起こりやすい。

それを踏まえて、理性的なネット言論の場を醸成していくのがわれわれの務めであろう。

今後に向けて

日本で総選挙が行われた3日後の2012年12月19日、韓国でも大統領選挙が行われた。韓国では、以前からインターネットが選挙に大きな影響を及ぼしていたが、2012年2月の公職選挙法改正によって、ソーシャルメディアも選挙運動に自由に使えるようになった。

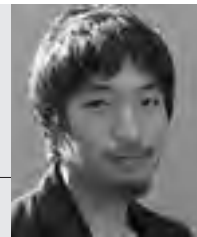
日本でも、選挙費用の低廉化、政治情報の透明化などのために公職選挙法を改正して、ソーシャルメディアを活用する道を開くことを求める声も高い。その一方で、安易なソーシャルメディア利用には、誹謗中傷や情報操作の横行などに対する危惧も大きい。

コミュニケーション技術の進歩はまさに激流のようである。人びとは、社会的コミュニケーションを活性化し、社会の公共性を高めるために技術を発展させてきた。しかし、われわれはこの新しいメディアをうまく使いこなすことができるのか。私たちの社会的知性がいままさに問われている。

えんどう かおる 1977年東京大学教養学部卒、1993年東京工業大学大学院博士課程修了、博士（学術）。信州大学助教授、東京工業大学大学院助教授を経て2003年から現職。専門は「社会システム論」「社会情報学」など。関連文献以外の主著書に『電子社会論』（実教出版、2000年）、『間メディア社会と（世論）形成』（東京電機大学出版局、2007年）など。

2012 年衆院選に見る ソーシャルメディアの可能性と課題

立命館大学大学院 特別招聘准教授 西田 亮介



2012年の冬、野田佳彦前首相は唐突に衆議院の解散を宣言した。地方政党や「脱原発」を掲げる政党など、12の政党が入り乱れた慌ただしい選挙戦となった。結果、民主党は大敗し、09年から続いた与党の座を再び自民党に譲り渡した。何かと話題に事欠かない選挙であったが、メディアに関連した話題では、ソーシャルメディアが注目を集めた。

10年頃から国会議員にもTwitterにアカウントを持つものが増え始めたが、12年1月時点で214名の日本の国会議員のアカウントが確認できた¹⁾。とはいえ、日本の国会議員定数が衆議院と参議院あわせて722人であることを考慮すると、決して多い数とはいえないだろう。

Twitterは、PCとスマートフォンのどちらからでもアクセスすることができ、情報収集や気軽に日常の出来事を書き込むといった使い方が一般的である。Twitterを利用する政治家たちのなかにも、頻繁に自身の見解も書き込むものもいれば、ただアカウントを開設しただけという人もいる。詳細な分析は割愛せざるをえないが、総じてあまりTwitterの双方向性や情報拡散といった技術特性を十分に引き出しているとはいえない¹⁾。

Twitterを通じて政策論議や情報発信を積極的に行ったのが、大阪市長で日本維新の会代表代行の橋下徹だった。橋下は日常的にTwitterを使って市政や政策の考え方を発信した。ただ自身の見解を発信するだけではなく、他党の政策や候補者、有識者、マスコミ批判の書き込みも行った。橋下のTwitterアカウント (https://jp.twitter.com/t_ishin) は、12年12月17日時点で、920,300人のフォロワーを抱えるまでになった。橋下がTwitterに書き込むと、これだけのユーザーが潜在的な読み手になる。マスメディ

アも橋下のTwitterへの書き込みを記事に取り上げるなど、広く情報と政治に対する関心が高まった。

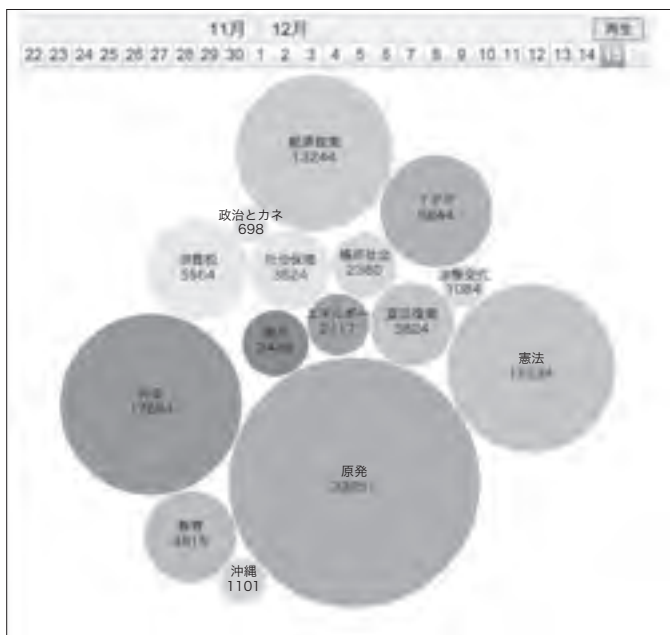
公示日以後の政治家・有権者の ソーシャルメディアの利用

情報と政治の間で齟齬が生じたのは、公示日以後のTwitterを始めとするソーシャルメディアの取り扱いであった。公職選挙法は、選挙運動に利用できるメディアを制限列举の形式で指定している。選挙運動に利用できるメディアと、その大きさ、枚数等を事細かく指示しているのである。言い換えると公職選挙法が指定していない媒体を選挙運動に使うことはできない。したがって、ソーシャルメディアを選挙運動に用いることはできないのが現状である²⁾。

だが、公示日の12月4日に入っても橋下は活発にTwitterを更新した。実際には候補者への直接的な批判は公示日以後は巧妙に後退していたが、影響力が大きいこともあって、12月5日に藤村修官房長官が警告を発するなど異例の事態となった。自民党参議院議員の片山さつきは、公示日以後も「候補者名+檄」といった特定の候補の応援とも取れる書き込みを行うなど、橋下以外にもTwitterへ書き込みを行う議員がいた。

公職選挙法は候補者以外にも適用されうるが、候補者の演説や応援演説を見ていた有権者が、携帯電話で撮影し動画共有サイトにアップするといったことも起きた。悪意の有無はともかく、候補者と候補者以外の政治家、有権者をも巻き込みながら、ソーシャルメディアの利用が現行の公職選挙法上のグレーゾーンに入ってしまうケースが散見された。

図 朝日新聞「ビリオメディア」



(<http://www.asahi.com/special/billiomedia/>)

マスメディアとデータジャーナリズム

情報と政治のポジティブな話題では、大手メディアのソーシャルメディア上のデータを使ったジャーナリズム（データジャーナリズム）の躍進がある。たとえば朝日新聞は「ビリオメディア」という企画を紙面とウェブを連動して展開した³⁾。朝日新聞は、Twitter上の政党に関連するキーワードや政策に関連するキーワードの推移を、円状かつ動的に表現した（上図）。日付を動かすと、推移を見ることができる。いくつかのデータ処理上のミスもあったが、日本の大手メディアが取り組んだデータジャーナリズムとしては画期的なものといってよいだろう。

このような新しいメディア状況において、インターネット・メディア、旧来型メディア、実地を横断して、PRに巧みに活かしたのは自民党であった。森喜朗元首相が「無党派層は寝てくれればいい」と発言したのは2000年のことだったが、投票日前日にインターネット・メディアとも親和性が高い秋葉原で応援演説を行うなど各メディアを横断したPRを積極的に展開した。自民党安倍総裁のFacebookへの度重なる書き込みも、Facebookユーザーの関心を集めた。

公職選挙法はどこが問題なのか

インターネットを積極的に活用する若者など

を中心に、インターネット・メディアの選挙運動への早期の利用解禁を求める動きも起きている⁴⁾。しかし、しばしばやり玉にあがる「ネットが普及したにもかかわらず、利用を認めないのは時代遅れ」「インターネットはコストが掛からない」という指摘は、必ずしも的を射ているとはいえない。新聞やテレビはインターネットよりも先に広く普及したが、候補者による自由な利用は今も認められていない。またインターネット・メディアも含めた総合的なPRを請け負う企業も登場しているため、インターネットと金銭は無縁とはいえない。

それではなぜインターネット・メディアを使った選挙運動を求めるのであろうか。鍵は政治の透明化、政治家に対する説明責任の徹底、政治家に政策立案競争を促進する環境の重要性だろう。これらが、現行の公職選挙法が重視する均質性や公平性よりも重要であるということに合意できるなら、その手段としてインターネット・メディアを含めた、従来型メディアや戸別訪問も含めた公職選挙法の各論の見直しが必要になってくる。

各政党は今回のマニフェストに「ネット選挙運動の解禁」を掲げていた。取ってつけた印象も拭い難く、2013年の参議院選挙までの時間が少なく、政界の大きな地殻変動の直後だけに、政局に大きな影響を及ぼす改正が行われるとは考えにくい。

しかし、国民の政治への関心が最も高まる選挙期間中のインターネット・メディアに対する利用制限が、政治家のインターネット・メディア利用のインセンティブを損なっている可能性は高い。換言すると、この点が改善されれば日本の政治と情報技術の関係は大きく変わる可能性がある。今後の動向を注視したい。

にしだ りょうすけ 1983年生まれ。慶應義塾大学総合政策学部卒、同大学院修士課程修了、同博士課程単位取得退学。中小機構リサーチャー等を経て2012年4月から現職。専門は公共政策、情報社会論。著書(共著)に『「統治」を創造する』(春秋社、2011年)、『日本2.0 思想地図β3』(ゲンロン、2012年)など。
<連絡先> ryosukenishida@gmail.com

3) <http://www.asahi.com/special/billiomedia/>

4) たとえば、20～30代の若者が中心の「ワンボイスキャンペーン」などがある。<http://www.onevoice-campaign.jp/>

アメリカ大統領選挙とソーシャルメディア

文教大学人間科学部准教授 前嶋 和弘



本稿では、アメリカの2012年大統領選挙で、ソーシャルメディアはどのように活用され、その影響力をどのように及ぼしたのか、2008年と比較して論じてみる。

2008年大統領選挙でバラク・オバマ陣営が本格化させたソーシャルメディアを活用した戦術が、2012年選挙では完全に定着した感がある。この2012年選挙では、ソーシャルメディアの積極的な利用が選挙の雌雄を決するといわれるまでになった。

2008年の「革命」

2008年の大統領選挙でオバマ陣営がソーシャルメディアを使って何を変えたのかについてふりかえてみる。日本でも広く知られているように、同年大統領選挙のバラク・オバマ陣営は、ソーシャルメディアを本格的に政治に使いこなす戦術で世界的な先鞭をつけた。2008年の段階では、ツイッターは利用が始まって1年弱であり、同年8月のフェイスブックの利用者も1億人と、2012年10月現在の10分の1程度でしかなかった。そもそも「ソーシャルメディア」という言葉が一般的になったのは、アメリカでもようやく翌年の2009年ごろだった。

このような初期段階から、オバマ陣営は、ソーシャルメディアが持つ動員力の圧倒的に高い潜在性に注目した。フェイスブックの創業メンバーの1人を陣営に引き入れ、選挙公式サイト内に特設のSNS（「マイ・バラク・オバマ・ドットコム」）を立ち上げた。そのサイトはフェイスブックとかなり似ており、双方向でやり取りができる仕組みがオンラインで可能となった。

オバマ陣営が注目したソーシャルメディアの潜在性とは、2つある。まず、オンラインだけでなく、オフラインに波及する爆発的な普及力

である。オンラインの情報は瞬時に共有され、その中で、支持の輪が広がっていく。支援者の輪は、オンラインにとどまるだけでなく、実際に街に出て支援のための活動に変化していく。このオンラインからオフラインへの運動の昇華こそがオバマ陣営の狙いであった。実際にオバマ陣営の特設SNSでのやり取りをきっかけに、政治と有権者の関係、有権者同士の関係の質的な変化が起こっていった。イラク、アフガニスタンという2つの戦争に疲弊した国民の琴線に触れるようなオバマの「変化（チェンジ）」のメッセージはオンラインコミュニティで加速度的に共有され、支援者は各地のオバマの支援集会に次々に参加していった。こうやってオバマの選挙運動は一種の社会運動になっていった。

オバマ陣営が注目したもう1つの潜在性とは、SNSを使った献金が新しいダイナミズムを生むことであった。日本に比べ、アメリカの場合、選挙献金自体は政治参加であるという意識が強い。オンラインを通じた選挙献金もアメリカでは数年前から一般的だったが、SNSの導入でさらに気軽に献金することも可能となった。SNSの利用者は若者が多いため、どうしても小口の献金となってしまいが、この小口献金者こそ、ボランティアで選挙運動を手伝ってくれる熱心な支持層になった。小口献金が増えれば増えるほどオバマ支持は熱を帯び、さらに小口献金が増えていくという好循環が生まれた。2008年選挙以前は、大口の献金者をいかに多く囲い込むかが選挙戦略のポイントだったが、小口献金が最終的にはより大きな支持運動につながり、献金額も増加するという意味で、SNSの利用は選挙献金そのものの在り方も大きく変えた。

このように、SNSの利用は、まさに選挙動員の「革命」だった。

2012年大統領選挙：ソーシャルメディアの利用増とオバマの圧倒

2008年選挙でのオバマ陣営の「ソーシャルメディア革命」からアメリカの選挙は一変した。オバマを模して、2010年中間選挙には、ほとんどの候補が選挙のツールとして本格的にソーシャルメディアを選挙戦略に組み込んだ。日常生活でソーシャルメディアの利用に慣れていないような候補者までも、自分の公式選挙サイトをフェイスブック、ツイッターと連動させ、支持者との双方向のコミュニケーションを図るようになった。これには、フェイスブックやツイッターの爆発的な普及が背景にあり、2010年中間選挙では、大金をはたき2008年選挙のような独自のSNSを立ち上げる必要がなくなったことも大きい。さらに、同年選挙では、フェイスブックの「likes」、ツイッターの「フォロワー」が多い候補の方が対立候補よりも7割以上の圧倒的な確率で勝利することも実証された。

2012年大統領選挙はこの延長線上にある。ソーシャルメディアの活用はアメリカの選挙のツールとして完全に定着し、その利用状況が選挙の雌雄を決するという状況になったといっても過言ではないだろう。

実際にソーシャルメディアの利用は増え続けている。ピューリサーチセンターの2012年7月から8月の調査によると、フェイスブックなどのSNSを使っている人は全体の69%に達し、この数字は同センターがソーシャルメディアについて初めて調査した2009年4月の46%に比べると右肩あがり伸びている。また、ソーシャルメディア上の政治家や候補者の動向についてフォローしている（常に情報を集めている）人は18～29歳で26%あり、年齢とともに利用は減るが、65歳以上でも8%もいる。この数字をどう評価するかは意見が分かれるところかもしれないが、政治参加のツールとしてソーシャルメディアは市民権を得たというのは間違いない。

このように、ソーシャルメディアが政治参加のツールになる中、2012年選挙でもオバマはソーシャルメディアの利用で対立候補のロム

ニー（共和党）を圧倒的に凌駕した。現職である分、数は差し引いて考えなければならない部分もあるが、同年10月末段階でのオバマのフェイスブックの「likes」をクリックしたユーザーは、ロムニーの3倍の3110万に達した。同期のツイッターのフォロワーもオバマが2120万であったのに対し、ロムニーは150万にとどまっていた。オンライン上では何倍もの情報が拡大されて伝達されるため、オバマのソーシャルメディアの伝播力は、ロムニーとは比べものにならなかった。

「ビックデータ選挙」の光と影

ただ、注意しなければならないのは、2008年には「下からの政治参加のツール」という印象が強かったソーシャルメディアが、2012年選挙ではだいぶ変貌してしまった点である

2008年選挙での成果をきっかけに、2012年選挙ではオバマ陣営は情報技術に熟知したスタッフの数を増やし、徹底的にソーシャルメディアを使った選挙戦略を練り直した。その一環にソーシャルメディアを通じて集めた有権者情報の徹底的な利用がある。激戦州の中でだれが「説得できる」対象なのかを割り出し、集票を最大化する戦略の一環にソーシャルメディアが活用されていった。「ビックデータ選挙」と呼ばれる有権者情報のデータベース化は、オバマ陣営だけではなく、ロムニー陣営も手がけた。

このように、2012年選挙ではソーシャルメディアが陣営の「上からのツール」として使われるケースも非常に目立っている。ソーシャルメディアの特性を活かし、支持者相互の自由で「水平型」な支援構造をどれだけ維持できるか。2014年中間選挙以降のアメリカの選挙ではその動向が注目される。

まえしま かずひろ 1965年生まれ。ジョージタウン大学大学院修士課程修了（MA）、メリーランド大学大学院博士課程修了（Ph.D.）。敬和学園大学准教授などを経て2008年から現職。専門はアメリカ政治、政治コミュニケーションなど。主要著書に『アメリカ政治とメディア』（単著、北樹出版、2011年）、『インターネットが変える選挙』（共編著、慶應義塾大学出版会、2011年）など。

ソーシャルメディアが変える政治とその限界

立教大学社会学部助教 逢坂 巖



人々が変えるメディア政治

ソーシャルメディアとは、人々がインターネットに容易に情報発信することを可能にした様々なコンピューターアプリケーションのことである。これらは21世紀にはいって発達しつつあるが、どのような変化を政治にあたえているのだろうか。

まず確認できるのが、ソーシャルメディアを使って人々が政治や社会を語りはじめ、独自の言論空間をつくったことである。日本でのソーシャルメディアは、1999年に「2ちゃんねる」が、2003年に「はてなダイアリー」や「アメーバブログ」といったブログがサービスを開始するが、これらは従来は必要だったhtmlやタグの知識なしに、誰でも気軽に情報を書き込むことを可能にした。その結果、多くの人間が様々な情報発信を始めることになるが、そのなかでは社会や政治のことが自由に議論され、「ネット世論」とでもいうべき（多くはマスメディアとは異なる独自の）論調も形成されることになる。その後はYouTubeやニコニコ動画・ニコニコ生放送といった動画投稿サイトやtwitterやFacebookなどのSNSのサービスが開始されていったが、そこでも様々な政治的な議論が行われている。特に、ニコニコ生放送やtwitterはリアルタイムでの情報の発信を可能とするもので、政治家の生出演や会見に質問をぶつけることなどを可能にした。

ソーシャルメディアの情報発信は、時に政権を揺るがすこともある。その代表が「尖閣ビデオ流出事件」である。この事件は、政府が公開を渋っていたビデオを海上保安官が直接YouTubeにアップしたもののだが、これによって中国への外交姿勢のみならず情報公開に対す

る姿勢が批判されて支持率は急落し、菅内閣は改造に追い込まれるなどしている。

また、ソーシャルメディアを用いた政治運動も盛んになりつつある。前述の尖閣事件についての中国への抗議や「韓流ブーム」に反対するものなど、近年、従来の「右翼」とは一線を画す新しい保守派によるデモが多数行われるようになってきている。また、福島原発事故を契機にした反原発デモも各地で活発に行われている。これらのデモはその主張の方向性は全く異なるものではあるが、インターネットのサイトを核にソーシャルメディアによって運動を拡大させている点で共通している。両者とも、「組織」が行う従来型のデモでないことを強調し、活動の様子をYouTubeなどにアップし、twitterやFacebookで宣伝を行うなど、ソーシャルメディアを駆使した活動を行っている。

このように、ソーシャルメディアは人々を情報発信の面でエンパワーメントして、政治的な議論を活性化させたが、その発展のなかで、ソーシャルメディア（ネット世論）からつねに問われ続けているのが、マスメディアの権力性である。

そもそも、ソーシャルメディアは普通の人々の個々の情報発信力を向上させるメディアであって、その所有や利用の広がり自体が、従来のマスメディア中心の情報社会の変容を促すものであり、マスメディアとは対抗的な立場にたつ。

ソーシャルメディアによって自由に議論を表現できるようになると、「右」も「左」も「普通の人」も自分が重要だと思っている事柄が信じている文脈に沿って報道されないことを不満に、それぞれにマスメディアの「偏向」を非難しはじめる。それは、従来からの「集团的過熱取材」「記者クラブの閉鎖性」「やらせや捏造」

に対する批判と結びつき、「マスゴミ」などと揶揄する批判的な姿勢を育むことになった。現在、マスメディアは報じる端から、ソーシャルメディアに取り上げられ、評価・批判されるようになっているが、それは「第4権力」といわれるマスメディアを脱権威化し、監視するばかりだったものを、国民が「監視」するようになったことを示しているのかもしれない。

一方、当初は、ネットとの距離感を計りかねていたマスメディア側も、サイトの充実やニュースの動画配信の活性化を図るとともに、記者ブログや記者twitterを行ってみたり、テレビ番組とtwitterを連動させて「視聴者」の声をリアルタイムに拾うなどの試みを行い、ネットユーザーの意見を反映させようとしている。

ソーシャルメディアの「コンテンツ」は、直接にユーザーに届くのみならず、上述のような形でマスメディアに反映されて、影響を発揮しつつある。

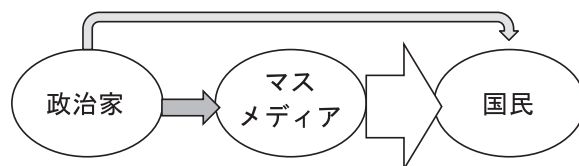
届かないソーシャルメディア

このように、ソーシャルメディアを用いての情報発信は社会やメディアと人々の関係を変化させているのだが、現状、大きな限界も有する。それは、ソーシャルメディアによる情報発信の広がりや影響力が限定的であることだ。

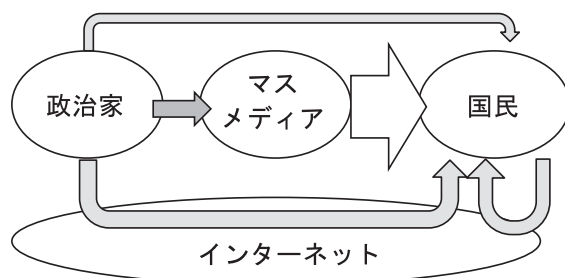
そもそも、ソーシャルメディアの利用者数が少ない。現在、twitterやFacebookの国内の利用者は2000万程度とされるが、全有権者の5分の1程度にしか過ぎず、選挙にはあまり参加しない若年層が多いという年齢的傾向もある。影響力については、従来からメディアが人々の態度を変容させる力は限定的だとされてきた。それは、人々が自分に都合がよい情報を認知し接触し記憶しがちなためであるが、ネットは構造上そのような傾向を強く反映しがちだ。政治の情報についてネットで接触する人も少なく、昨年の総選挙におけるtwitterの政党関連のつぶやきは1日平均24万件程度（朝日新聞、2012年12月22日）、鳩山由紀夫氏が首相時に獲得したtwitterのフォロワー数は60万人、小

インターネットの利用モデル図

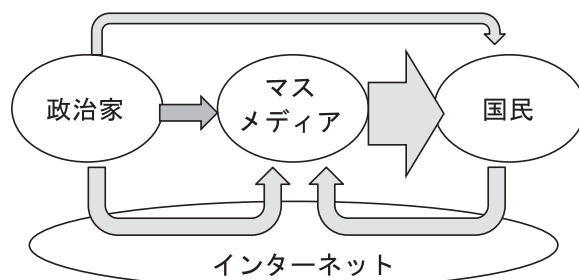
1) インターネット以前



2) ネットを用いた国民全体へのアプローチ



3) ネットを用いたマスメディアへのアプローチ



泉純一郎氏のメルマガ読者数も200万にとどまっており、全有権者1億人の規模に比べるとあまりに小さい。

「ネットでの情報拡散や共有は、原発問題に積極的な関心を抱く層にしか波及しないという弱点があった。しかし、マスメディアで報じられることによって、金曜日の『官邸前デモ』は近所や会社でも通用する旬の話題となった」(野間易通『金曜官邸前抗議』河出書房新社、2012年)とは、反原発デモのスタッフの発言だが、同様のことは尖閣デモの関係者からも指摘されており、現状でのソーシャルメディアの「限界」と、マスメディアの依然とした「強さ」を表している。

限界への挑戦

ところが昨今、この「限界」を超えようとする試みが政治家によって行われている。

日本の政治家のインターネット利用は、その

初期から活発であったが、96年に自治省が公職選挙法への抵触を指摘して以降、選挙公示後に候補者が情報更新できないという条件のもとで展開してきた。とはいえ、平時におけるネット利用は盛んで、ソーシャルメディアを含め、新しいサービスがでたらすぐに利用するなどの素早い対応を行ってきた。しかし昨今、その利用方法に変化が生じてきている。

首相としてソーシャルメディアを本格的に使いはじめたのは鳩山氏である。彼は多数国民との直接のコミュニケーションを目的に、歴代首相ではじめて官邸公式ブログやtwitterを開設し、「事業仕分け」もtwitterと連動させつつニコ生中継させるなどした。続く菅政権も公式ブログ「カンフルブログ」を立ち上げて動画配信を行ったり、首相としてはじめてネットの生番組に出演するなど、ソーシャルメディアを介しての国民とのコミュニケーションに努力をした。

しかし、これらの試みは両方ともうまくいかず、両者とも国民からの支持を失い退陣となった。鳩山twitterのフォロワーの「少なさ」については前述のとおりだが、「カンフルブログ」の動画視聴者もとても少ないものだった。上述のように支持率を回復するような、有権者全体とのコミュニケーションはネットでは限界があったのである。

一方、昨年の総選挙を前後して目立ちはじめたのが、ソーシャルメディアを用いてマスメディアを牽制しようとする試みである。日本維新の会の橋下徹氏や自民党の安倍晋三氏は、twitterやFacebookでテレビや新聞の報道内容を盛んに批判し、読者に抗議電話を促すことまで行った。これは、現在におけるネットとマスメディアの力や役割を冷静に見切ったもので、ネット上のマスメディア批判を味方にする「効率的」な利用方法だといえるだろう。

|| 新しいステージ

以上、ソーシャルメディアが変えつつある日本政治について概観した。ソーシャルメディアは人々を情報面でエンパワーメントした。人々

は自由な情報発信が可能となり、ネットを通じた政治的な運動も誕生してきた。そのなかでは、情報を独占してきたマスメディアへの批判も盛んで、マスメディア側もそれをうけとめ変化しようとしている。しかし、全国規模の有権者との交流となると、そこは依然マスメディアの力が強い。ソーシャルメディアは関心が低い人間に情報を届けることが不得意だからだ。一方、政治家も当初はソーシャルメディアを用いて多数の国民と直接にコミュニケーションを図ろうとしてきたが、近年では、マスメディアを牽制する道具として用いだすようになっている。

なお、昨年の選挙で再登板となった安倍氏は次の参議院選挙までにネット選挙の解禁を目指すことを公言するなど、日本のネット政治の法的条件が大きく変わる兆しもある。しかし、法的条件が自由になればなるほどネット政治上に浮かび上がってくるのが、国民の政治文化であり、選挙文化であろう。

2009年のアメリカ大統領選で、オバマ氏がtwitterやFacebookを使って勝利を得たことが注目された。しかし、実際にソーシャルメディアで行われていたのは支持者による戸別訪問や電話勧誘、寄付募集をバックアップすることでもあり、支持者が草の根で盛んに活動するアメリカの従来からの選挙文化に従い、それを強化するものであった。

その点では、今後のネット選挙が自由になった際、わが国において真に問われるのは、政党や政治家が有権者とどのような関係を結ぼうとしているのか、有権者が政治や選挙をどのようなものとして捉えているのかということであろう。そして、実はそれぞれの社会の選挙文化や政治文化こそが、ネット政治の可能性であり、今後の限界をも定めるものであるのだろう。

おうさか いわお 1965年生まれ。東京大学法学部卒、東京大学大学院法学政治学研究科修了後、同博士課程中退、同助手を経て、2008年から現職。専門は現代日本政治、政治コミュニケーション。主な著書（共著）に、『テレビ政治』（朝日選書、2006年）、『文化人とは何か』（東京書籍、2010年）、『政治学』（東京大学出版会、2012年）など。

師走の選挙時啓発

29年ぶりの師走の選挙となった第46回衆議院選挙は、12月4日に公示され、12月16日に投開票が行われました。第3極と呼ばれる新党を含めた12の政党が競いましたが、自民党が過半数を大きく上回る294議席を獲得しました。投票率は59.32%（小選挙区選挙）で、前回比約10ポイントの減少、過去最低の投票率となりました。

12月16日は、東京都では知事選挙および都議会議員の補欠選挙が行われるなど、同日選挙となった自治体もありました。その中で行われた各地の啓発事業をご紹介します。

AKB48をイメージキャラクターに起用

東京都選管は、人気アイドルグループのAKB48をイメージキャラクターに起用し、新聞広告や列車運行情報案内モニター、自動車教習所内などでの動画広告、ラジオスポットなど、多媒体で広報を展開しました。

特にイメージキャラクターを起用して、各種の情報を提供したフェイスブックや特設ホームページでは、高いアクセス数が得られるとともに、多くの方からコメントが寄せられました。



また投票日1週間前の12月9日には上野公園で街頭キャンペーンを実施しました。快晴のもと、めいすいくんとの写真撮影、投票に行くか、行かないかを尋ねるアンケート、ガラポン抽選会などが行われました。用意した約6,000の啓発グッズはすべてなくなりました。

また投票日1週間前の12月9日には上野公園で街頭キャンペーンを実施しました。快晴のもと、

47都道府県連携啓発事業

都道府県選管連合会は、若年層向けの啓発としてコンビニエンスストア「ローソン」のレジ画面への広告掲載の実施を、都道府県の選挙管理委員会に呼びかけました。これに各都道府県選挙管理委員会が応じ、衆院選の公示日から投票日当日までの間、ローソンの全店舗9,888店舗で実施しました。

ローソンは47都道府県に出店していること、都市部を除き、各県への出店数に大きな偏りがないことなどの理由から今回利用しました。広告は1回15秒の静止画像が1時間に約8回掲示されました。全店舗実施の一括契約としたため、各選管が個別に実施するより8割ほど安価に実施することができました。



ソーダ、選挙にイカNight

滋賀県東近江市選管と市明推協は、「東近江大風まつり」で揚げられた風を選挙期間中、市役所1階に展示し、来庁者への投票呼びかけに活用しました。風は2畳サイズで、風に描く図柄に意味を持たせる「判じもん」が特徴となっています。

「東近江大風まつり」では、「判じもん」のデザインを競うコンテストが行われ、市明推協もこれに参加しています。

選挙期間中展示された風は、本年度と昨年度の作品で、1つは、月夜を背景にソーダを持ったイカを「選挙」の文字の左右に配置し、「そうだ(ソーダ)、『選挙』に行か(イカ)ないと(Night)」



の意味を表し、もう1つは「愛」の文字に国旗とヒョウがボールを投げる姿をあしらい「愛する日本のために投票(ヒョウ)へ」の意味を表しています。

■ 立候補予定者へのインタビュー撮影

青森県で活動する学生団体「選挙へGO!!」は、衆院選に際して12月2日時点で立候補を表明している方に、政策などを語ってもらう動画を撮影し、インターネットで配信しました。これまで県議会議員や市議会議員の動画を配信してきましたが、



国政選挙における立候補予定者の撮影は初めてで、かつ関わりもなかったため、公開討論会を予定していた日本青年会議所青森ブロック協議会に協力を求め、実現しました。

動画は公示前までに完成させて配信しなければならなかったため、メンバー7名は2班に分かれて授業の合間などを利用し、立候補予定者の撮影と編集にあたりました。

時間のなかで制作した動画の再生回数は、選挙期間中で約1,800回に上り、同サイトを開設した昨年6月から衆院選の公示前までの間の累計を上回る結果となりました。代表の竹内さんは「選挙へGO!!」のフェイスブックやツイッター等に告知したことにより、情報が拡がったためではないか、と話します。

■ 清掃活動を兼ねて啓発活動

栃木県小山市で活動する「栃っ子!選挙推進プロジェクト」(以下「TEP」)は、12月12日に小山市駅周辺で、衆院選への投票参加の呼びかけを兼ねた清掃活動を行いました。

これまで投票日が記載されたティッシュや啓発グッズを手渡し、選挙をPRしてきましたが、発想を転換し、街の隅々まで目を配り、ゴミを拾い上げることは、住民の想いを拾い上げることになるのではと考えました。

冬の朝の厳しい冷え込みが残る午前9時半からの実施でしたが、小山市明推協委員やTEPのメン

バーが通う大学から有志の学生も参加しました。

明推協委員からは「普段の啓発物資配布とは違った方法で選挙啓発活動ができて、新鮮だった」「若者の参加や意見、発想により選挙啓発活動が活性化できて嬉しく思う」などの感想が、有志の学生からは「明推協委員の方々と触れ合いながら活動出来て楽しかった。地域に対してゴミ拾いといった形で貢献できてとても嬉しい」などの感想がありました。

清掃活動の様子は、NHK宇都宮放送局の取材があり、県域放送で放映されました。



■ 若者グループが衆院選啓発用の動画を企画

福岡市で活動する明るい選挙推進グループ「CECEUF(セセウフ)」は、衆院選を告知するための動画を企画しました。メンバーが揃いの法被を着用して、投票日や投票時間などを書いたボードを手には投票参加を呼びかける内容で、企画や構成はメンバーが考案、若者が選挙に行きたくするような動画を目指しました。

動画は福岡市のホームページ、動画サイトYouTube内にある「福岡チャンネル」や、市役所1階にある大型映像画面で放映しました。

また、投票日前日に市内の繁華街でCECEUF単独の街頭啓発を実施したほか、期日前投票の立会人を務めました。

■ 知事選、衆院選のダブル模擬選挙

東京都練馬区選管と区内にある都立井草高校は12月13日に、2年後に選挙権を得る高校3年生を対象に、知事選、衆院選の実際の候補者による模擬選挙を行いました。

もともと選管と学校は2学期早々に衆院選の模擬選挙を計画し、実施に向けた具体の打ち合わせ





を行っていましたが、都知事選挙が舞い込み、続いて衆議院が解散となり、ダブルの模擬選挙となりました。

模擬選挙に対する事前の学習は政治経済の授業の中で行いました。授業では毎回15分程度、ニュースの解説を行っていますが、衆議院の解散以降は、さらに理解が深まるよう新聞記事も取り入れました。生徒はさらに選管から提供のあった選挙公報を読み、各党の公約を確認した上で、投票に臨みました。開票は実際の投票日の1週間後に行い、結果は学校内に限定し公表しました。

担当教諭は「模擬選挙を実施したことで、生徒が世の中に興味を持つようになったことが一番の収穫だった」と話します。

今後は、実際の選挙結果を踏まえ、若年層の投票率低下の原因や問題点などを取り上げ、生徒に考えてもらう予定です。

選挙啓発事業の調査

愛媛県選管は松山大学法学部と連携し、選挙期間中に県選管が実施した啓発事業を調査し、選挙後にその効果検証を行いました。

調査は2年から4年の学生約80名が、啓発ポスターや床ステッカーなどが掲示されていた場所やテレビCMの放映の頻度等を調べました。ポスターが掲示されていた場所等の写真や意見、感想などの調査結果は、他の学生へのPRも兼ねて、大学

内の図書館や食堂のパネルに貼付しました。

衆院選後の12月21日には、調査結果を踏まえ、啓発事業の効果や課題などについて約60名の学生が参加してワークショップを行いました。参加した学生からは「床ステッカーは地面に設置してある



パネルに貼付された写真等

のが意外性を発揮して良かったと思う」「啓発ポスターは探してみると多いが、普段はなかなか気がつかない」「インターネットを利用する選挙人は多いが、選挙啓発のページをわざわざ見る人は少ないのではないか」などの意見が出ました。

未成年“模擬”選挙2012

模擬選挙推進ネットワークは、未来の有権者(20歳未満)を対象に、実際の候補者による模擬選挙を推奨し、主に学校での実施を呼びかけています。実施校に対しては、実際の政党ポスターやmanifestoなどの配布、担当教諭への実施のためのツール(投票用紙のひな形、授業例等)の提供、実施にあたっての個別フォローなどを行っています。

衆院選での実施校は、前回参院選実施時より7校増え、29校(小学校1、中学校9、高校18、大学1)、投票結果は、投票総数6,075票、有効投票数5,721票で、各党の得票率など実際の投票結果と近いものとなりました。選管から投票箱や記載台のほか、めいすいくんの着ぐるみも借り、雰囲気盛り上げたところもありました。

長野県内の実施校の教諭は「生徒が具体的な課題について真剣に考えようとしていることに感動した。ただし、政治経済的な基礎知識が少ないため、深く考えることはまだまだ難しいのも現実であり、社会科という教科の責任を痛感した。…地元の選管の協力を得られ、本物の投票箱、投票記載台を使っでの投票は、リアルで生徒たちも緊張感を持って取り組めてありがたかった」といった感想を寄せています。

学校での模擬選挙については今回、東京都選管と当協会が後援しました。また、文部科学省や教育委員会の職員が視察に訪れ、学校長や担当教諭と意見交換を行ったところもありました。

模擬選挙推進ネットワークは、本年7月に執行予定の参議院選挙でも実施を呼びかける予定です。



都立戸山高校での模様

若者フォーラム 2012

第46回衆院選の公示日を直前に控えた2012年12月1日、「これからの政治の話をしよう」と呼びかける「若者フォーラム2012」が、明治学院大学白金キャンパスで開かれた（主催：総務省、明るい選挙推進協会、協力：明治学院大学法学部、YouthCreate）。小雨の天候にもかかわらず、20代の若者を中心に100人を超す参加者があった。いろいろな分野で社会貢献活動をしている若者によるパネルディスカッションと、参加者全員を巻き込んでの白熱教室の二部構成で行われた。

パネルディスカッション

「若者と政治の関係を考える」

〔パネリスト〕（敬称略）

加藤 翼（国際協力学生プラットフォーム「絆」代表）

門馬 優（TEDIC代表）

上地 成就（NPO法人エコ・リーグ）

竹内 博之（学生団体「選挙へGO!!」代表）

橋本 遥（第62回日米学生会議 参加者）

古田 雄一（「わかもの科」プロジェクト代表）

〔コーディネーター〕

原田 謙介（YouthCreate代表）



的な視点で変えようとする、国を動かさなければ。国を動かしているのは国会議員だから、議員への働きかけは重要。今回の解散が発表された翌日には、「NGOの要望をマニフェストに書いてほしい」と各党にFAXを送った。

門馬 被災地の小・中学生の学習支援をしており、今は石巻市から事業委託されている。被災地の行政職員は忙しいので、「予算をつけてくれば、僕たちが動く」と市に働きかけた。国や自治体と信頼関係をつくり、僕たちが受け皿となって動いて現状を変えていく、そういう活動を行っている。

橋本 日米学生会議は日米学生の交流を図る目的で1934年に創設され、今年で64回目を迎えた。主にディスカッションを通じた意見交換を行っているが、アメリカ人の発言シェアが80%になってしまう。文化や世代が違う人に「わかってくれ」と言っても通じないから、「負けてたまるか」という気概をもって議論をぶつけあう、そこにコミュニケーションが生まれる。「若者が政治に無関心だから若者政策がとられない」というのなら、それは若者・政治家、双方の責任。若者には「思ったら言え、思っているだけではわからない」と言いたい。

竹内 青森の地で、若者と同じ目線で選挙啓発を訴える活動をしている。政治家と学生がお酒を飲みながら地域や政治の話をする「居酒屋トーク」、成人式の会場で模擬投票を実施するなど、政治の入り口を広げる活動を中立の立場で行っている。

*活動と政治・行政との関係

原田 このフォーラムの開催意義は、少子高齢化が進むなか、若い人がもっとプレゼンスを発揮しなければならないということ。「若い人は政治に興味・関心がない」といわれているが、アンケートなどでは「政治に関心がある」と答える人が増えており、直近の国政選挙での若者の投票率は上がっている。最初に、パネリストに日頃の活動と政治・行政との関係を聞きたい。

古田 シティズンシップ教育を通じて政治を考える活動、例えば「町の課題を考える」というテーマでは生徒が役所に直接働きかける活動をしている。また活動の場を拡げるために教育委員会と交渉したり、パブリックコメントなどを通じてシティズンシップ教育の必要性を訴えている。

上地 所属のNPOは、環境問題に関心を持った学生のネットワークの構築と交流、国際環境会議への学生の派遣などの活動をしている。環境問題は、行政や政治の果たす役割が大きい。国際会議に参加すると、欧米の若者は自分たちが動いて制度を変えていこうと本気で思っており、それを実現している。その思い込みと実行力はすごい。

加藤 私の団体は、国際協力を目指す学生団体間のネットワーク・共同事業の推進、人材育成・組織強化などを行っている。マクロの仕組みを国際

*なぜ政治に関心を持たなくてはいけないのか

古田 東北のある町では、震災後に高さ15mの防潮堤を建てることを決めた。これにより、海岸は壁になってしまい、産業である漁業や観光はできなくなる。その町は高齢化率が高く町政に関心が薄いことから決まってしまったようだが、居住する若者にとっては、産業を興していかないと生活できない。彼らにとっては、人生を左右する話。このように、自分たちの課題を解決するためには、政治と関わり、興味を持たなければいけない。

上地 私が関わっている環境問題のように、人によって判断が分かれる、将来に対する予測が不確実なテーマの場合、政治が重要な役割を果たす。ある国際会議で若者が着る揃いのTシャツには「2050年、あなたたちはお幾つですか」とプリントされていた。環境問題で今の決定権を握っている人たちには、2050年は関係ないと。今年6月の「リオ+20」では、日本の若者も加わったインターナショナルユース全体で方針を決めてロビー活動やデモをして、国連の最終成果文書に意見を反映させた。環境問題の国際会議では、若者が非常に元気だ。

加藤 日本の若者の中には国際会議に参加する時、日本がどういう状況か、いい事例があるのか、それを海外と共有できるのか、などの情報を持っていない人が多い。その知識がなければ、国際会議では聞くだけになってしまう。自国を知ることがすごく大切。

橋本 アメリカでは小学校のときから、大統領選の模擬投票を行ったり、友だちとの会話の中にも選挙の話がよく出てくる。大統領選で投票に行った人は「I VOTED」というステッカーをもらえる。それを写真に撮ってフェイスブックにのせている若者が多い。これならば、誰にも気軽にできる。私たちもやっていきたい。

*政治に対するアクション

門馬 自分たちの身の周りのことが政治に関係していることへの認識が若者は薄い。きっかけとして、今度の震災を自分の身の回りのことに落とし込んで考えてみては。

古田 政治に参加する方法は、選挙や投票だけではない。自分が政治とどう関わっていくか、各人が考えることが重要。「こうすべきだ」と押しつける活動はしたくない。

橋本 政治が自分たちと密接に関わっていることに気がつくこと、そのことを友だちと会話することが必要では。家庭では親が子どもに「投票に行かないの」と声をかけることも大切。

竹内 投票の質を上げることも必要。有権者の中に入っていく手段として、ネットで「政治家動画」を始めた。動画だと伝わりことが多い。

加藤 最初のスタートは趣味など、どんなチャンネルでもよいと思う。そこから国の将来などマクロの課題まで興味をもってすすめれば。

上地 若者は、問題意識や危機意識が弱く、社会への関心が薄いのでは。問題意識を持っている人は、どんどん発信する。それが伝播して、行動につながるのでは。

原田 政治状況は難しいが、「とりあえず12月16日は投票に行けよ」と言いたい。そこからすべてが始まる。このフォーラムが、若い人たちが日本をつくっていくきっかけになれば幸いだ。

日本の未来を考える白熱教室

第二部は、小川仁志氏（哲学者、徳山工業高等専門学校准教授、Voters10号特集に寄稿）をファシリテーターに迎えての白熱教室。白熱教室とは教師が一方的に話すのではなく、生徒との対話を重視した授業。



教室は小川氏からの「日本の未来は明るいのか」の問いかけで始まった。会場は「明るい」「暗い」に半分ずつに挙手。小川氏は「この教室が終了時には、全員が『未来は明るい』と挙手するような、前向きな討論を」と呼びかけた。

討論は「軍隊は必要か」「領土問題」「TPP」「原発」「社会の右傾化」など、時事的な問題も含む10を超えるテーマで行われた。「われわれはどう政治と関わらなくてはならないか」との問いかけには、「政治は個々人と密接に関わってくるもの。絶対に政治と関係なしに生きることはできない」「政治に参加しない層は政策の対象にならなくなる」などの意見が出された。各テーマでの小川氏の問いかけに、多くの参加者が挙手で応え、発言者の指名に迷うほどであった。

オーストラリアの シティズンシップ教育がめざすもの



東京学芸大学国際教育センター准教授 見世 千賀子

これまで、オーストラリアのシティズンシップ教育について、連邦政府が推進する背景やめざす市民像、政治教育を中心に州レベルでの取り組みや実践等を紹介してきました。連載の最後となる今回は、今後オーストラリアでめざされているシティズンシップ教育について、現在開発が進められている新しいナショナルカリキュラムで検討されている内容を中心にご紹介し、また、それらが示唆するものについて述べてみたいと思います。

オーストラリアのシティズンシップ カリキュラムのねらい

今後のシティズンシップカリキュラムでは、主に次の4点をめざそうとしています。

第1に、オーストラリアの生徒に、地域社会（ローカル）、国（ナショナル）、アジア太平洋地域（リージョナル）、地球（グローバル）のあらゆるレベルにおいて行動的な市民として、市民生活に十分に参加できるような、知識、スキル、態度、価値、資質を備えることです。第2は、オーストラリア議会、自由民主主義、法制度、市民生活に関する知識・理解や参加を促進させることです。第3は、国レベルのみならず地球レベルにおいても見識があり責任ある市民として行動することができる能力を含め、シティズンシップと市民生活に関する権利と責任を認識させること、および、オーストラリア議会や自由民主主義を規定する価値や原理を批判的に検証することも含めて、批判的なものの見方を発展させることです。第4に、多文化社会としてのオーストラリアの理解と認識を構築すること、また人権と異文化理解の支援に参加するようにすること、その際、特にオーストラリアの市民的アイデンティティとオーストラリア社会における先住民アボリジニーとトーレス海峡島しょ人の歴史的・現代的経験や貢献、参加について特に

考慮することがあげられています。

ここで、改めて注目したいのは、第1に述べられているとおり、オーストラリア国内レベルだけではなく、グローバルなレベルで、責任ある行動的な市民として活躍できることをめざしている点です。また、次に注目したいのは、第4に述べられているとおり、人権と異文化理解を基本に、多文化社会に生きる市民としての認識を深めようとしている点です。グローバルな人的移動や相互依存関係が増すなかで、これらの点は今後の日本にとっても重要な課題であると思います。このねらいについて、オーストラリアを日本に代えて改めて読んでみると、日本のシティズンシップ教育が検討すべき課題が見えてくるように思います。

シティズンシップ教育を通して 獲得させたい知識・スキル

シティズンシップカリキュラムは、知識・理解とスキルの習得の2つの側面に特に焦点が当てられています。知識・理解では、オーストラリア国内だけでなく国際的なレベルも含めた民主主義や政治制度、選挙制度、法制度、現代的な政治的課題、ボランティア集団と市民社会の役割や機能、持続的発展等について、学習すべきことが提案されています。身につけさせるスキルとしては、次の4点が考えられています。

第1は、探求力と批判的思考力です。様々な情報や考え方を調査・探求したり、省察的批判的に思考したりできるスキルです。社会における様々な権力関係の認識や、行動を起こす前に批判的に省察できること、シティズンシップに関する情報を批判的に検証できることが期待されます。第2は、一緒に物事を成し遂げる、共同のスキルです。共同による問題解決や葛藤解決に関心を示したり、実際に共同で解決したりできることが期待されます。また、地域社会の

市民、州の市民、国の市民、地球市民として多元的な所属意識をもち、他者に対して状況に応じてその都度適切な見方ができること、異なる宗教を含む多文化的な環境において共に生活し、また共に働くための異文化間能力をもつことが期待されます。第3は、分析力です。シティズンシップや社会に関する様々な立場や決定事項を評価することができ、自分の立場を取ることができること、メディアの発信するメッセージをうのみにするのではなく、その背後にある利益や価値も含めて批判的に読み解くことができること、政府の政策や決定事項について選挙という方法も含めてモニター（監視）することができることなどがあげられています。第4は、コミュニケーションスキルです。自分の考えを様々な方法で表明できるスキルであり、そのための話し合いのスキル、批判的に読んだり聴いたりできるスキル、共感的理解のスキル、人間関係を円滑にする社会的スキル、歴史や文化を批判的に読み解くことができるスキル等があげられています。

スキルで特徴的であるのは、批判的思考力の育成をととても重視している点です。先ほど紹介したねらいの第3にもあげられていますが、与えられる情報や知識をそのまま受け取るのではなく批判的に読み解くことで、多様な背景をもつ人々にとって、よりよい社会につくり変えていこうとする市民の育成が目指されていることが伺えます。共同するスキルやコミュニケーションのスキルも含めてこうしたスキルは、まさにこれからの社会をつくる日本の子どもや若者にも必要なスキルであると思います。

..... グローバル・マルチカルチュラル シティズンシップの教育という視点

オーストラリア国内の多文化化する社会に対応する市民の育成と、グローバル社会に対応する市民の育成については、すでにビクトリア州において興味深い取り組みが始まっています。メルボルンを州都とする同州は、多くの移民や難民を受け入れてきた地域であり、多文化化する社会に対応した教育に積極的に取り組んできました。同州では、グローバル・マルチカルチュ



「グローバル・マルチカルチュラルシティズンシップ」に関する教材

ラルシティズンシップ（地球・多文化市民性）の教育が、21世紀の学習に不可欠な要素として捉えられています。そこでは、すべての生徒に、グローバルな人的移動の活発化や文化的・政治的・経済的相互関係性によって特徴づけられる世界で成長するために必要な知識・スキル・態度を育成しようとしています。それらには、異文化コミュニケーションスキル、異文化リテラシー、高度な英語のスキル、英語以外の言語の能力、多文化的・グローバルなものの見方の獲得等があげられています。

こうした教育の視点は、先にも述べましたが、これからの日本においてますます重要になってくるのではないのでしょうか。オーストラリアの学校では、様々な国や地域との連携が進んでいます。例えば、中国にある学校と姉妹校提携をしているビクトリア州のある小学校では、まず、教員がお互いの学校を訪問して授業交流をし、次に生徒による交流を行ったり、中国語や文化の学習を取り入れたりしています。

現在、日本は、日中・日韓関係やエネルギー問題等、様々な現代的課題を抱えています。オーストラリアでは、国内的視点だけでなく多様な文化や地球環境、持続可能性といったグローバルな視点からも考えさせ、広い視野を持って地域社会からグローバルな社会において課題解決に向け行動できる市民育成への取り組みが進んでいます。これまで紹介したようなオーストラリアのシティズンシップ教育の考え方や体験的な学習、地域社会や関係機関と連携した取り組み等は、日本での実践に多くの示唆を与えてくれると思います。



違反の原因と対策

創価大学文学部教授 季武 嘉也

人はなぜ違反をするのか

最終回となる今回はまとめとして、まず、これまで見てきたさまざまな事例を通して、なぜ違反を犯してしまったのかを、動機の面から類型化してみよう。

最も単純な原因は、無知は罪なりという言葉もあるが、違反と知らずに犯した場合である。例えば、直筆以外の当選挨拶状は出していけないのだが、当選者の周囲の人物がそれを「知らず」に、気を利かして「皆様方のご推薦を賜り無事当選させていただきました」と印刷して頒布してしまったという事件や、これは政治資金規正法違反だが、サッカーのJリーグチームが、ホームタウンのある市の市議全員に無料入場券を配布した事件がこれにあたる。これらは、いずれも一般人が法律に「無知」であったがために起きた。

もちろん、法をよく知っているはずの公職者・候補者側の場合は、無知では通らない。しかし、彼らでもいろいろな理由から現実に法を犯している。公職選挙法が改正され、昭和50年からは、選挙に関わるか否かを問わず、御中元や御歳暮、あるいは祭・結婚への御祝儀等が寄付行為として禁止され、平成元年からは原則として罰則の対象となった。当初は「習慣」であったために「うっかり」して違反してしまい、罪に問われることが多かった。ただし、現在では以前に比べ非常に少なくなっている。これは、候補者側でも有権者側でもコンプライアンスの意識が高まっているためであろう。

以上の「無知」「習慣」「うっかり」は、違反者たちの弁明をそのまま信用すれば、罪が軽いものであるが、同じ軽い違反でも笑って済ま

れないケースもある。例えば地方議員は、その活動が政策の調査・立案よりも、地縁・血縁など伝統的な地域社会の中での人的ネットワークの維持に向けられ、ために冠婚葬祭に頻繁に顔を出して香典・御祝儀（自ら出席すれば罰せられない）として寄付をする傾向が強い。さらにそこから発展し、有権者側の儀礼上の一般慣行に順応する形で、違法な贈答行為を繰り返す者がいる。これは、軽微であるがゆえに、ばれたら謝ればよいという「やり得」意識や、あるいは法律の方が悪いと主張する「確信犯」的な場合もある。また、確信犯という点では、選挙期間中であるにもかかわらず、自己のホームページ、ブログを更新する者も同じである。

つぎに、意図的で悪意が強いケースだが、買収でよく見かけるのは、選挙で苦戦しているため、つい犯罪に手を染めてしまうという事件である。選挙とは、当事者にとっては異常な興奮の中での運命を賭した戦いであり、「魔が差す」ことも当然あろう。

これより悪質なのは、高齢者、障害者を狙ったものである。最近の傾向として、国民固有の権利である参政権を確実に行使させるために制度が改正され、投票の際の厳格さは弱められつつある。これによって恩恵を受けた人々も大勢いるのだが、逆にこれを悪用して不正投票させる事件が増加している（前号の本欄参照）。これは「善意の悪用」といえよう。また、組織的に選挙ポスターを剥がしたり、住民票だけを移動したりする行為も悪質である。

この背景には、みんながしているからという「みな同罪」意識や、ライバルがしているから自分たちだってしてもよい、という「目には目を」意識が強い。

法と社会と民主主義

では、つぎにこれらの違反をどうすれば撲滅できるのかを考えてみたい。その前に、ひとつ確認しておきたいのは、違反撲滅の本来の目的が、より高次の民主主義を構築する点にあるということである。強権的に違反を撲滅しても、かえって民主主義が損なわれては意味がない。逆に、社会の状態に適応した制度、法律の下であれば、違反も自然と減少するであろう。つまり、社会状況を考慮しつつ、そしてより高い理想をめざして撲滅の方法を考える必要がある。

これまでの日本は、違反を憎むモラルは高かったが、現実がそれについていかず、そんな現実を矯正しようと選挙活動に厳しい制限を付けてきた。しかし、より高次の民主主義をめざすならば、選挙も自由度を増やし、裾野を広げ、より活性化させる必要があるだろう。しかし、自由度を増やせば、逆に選挙が混乱し腐敗する可能性もある。そして、どちらの方向に転ぶかは、おそらく現代日本の社会状況と強く関連している。したがって、高齢化、都市化・過疎化、高学歴化、大衆化、グローバル化など、ひとつずつ検討することが必要だ。

ここでそれらを検討する余裕はないが、ひとつ強調しておきたいことは、現代の日本社会は国民のコンプライアンス意識や、いろいろな意味での社会の成熟度が高まっているということである。もちろん、地域による差異はあろうが、高度成長期頃までの集団主義的な社会とは大きく違っている。「みな同罪」「目には目を」という意識から罪を犯そうと思っている人は、じつは自分が想像するほど他人は犯していない、ということに気づくべきだろう。

違反撲滅をめざして

さて、違反の動機が前述のようであるとすれば、どのような対策が有効なのだろうか。

何よりも大事なものは、啓発活動や有権者教育である。これによって、まず個人のモラルや知識が向上すれば、「無知」「うっかり」などはかなり防げるだろう。また、個々人のモラルが高

まれば、社会全体の意識も高まり、違反に厳しい社会慣行が生まれる。そのために刑事告発、審査請求、オンブズマン、百条委員会などの制度を活用することもよいが、いちばんよいのは、候補者たちの脳裏に、もし違反が発覚すれば社会的制裁が厳しくて違反は「割に合わない」という意識を強く植え付けることである。こうなれば、「習慣」「やり得」「魔が差す」もずっと減るはずである。

啓発や有権者教育は、明治以来ずっと唱えられ続けてきた。そのため、またかと受け取られるかもしれないが、個人の良心に基づく一票が、いまほど実際の政治を左右することは、歴史上かつてなかった。とすれば、われわれはそれを喜ぶだけでなく、自らの責任の重さを感じる必要があるのかもしれない。とすれば、単に違反撲滅ばかりでなく、主権者として幅広い知識や心構えを改めて勉強し直すことも、非常に有益であろう。

違反をなくすための第二の方法として、公職選挙法の改正も考えられる。これには二つの方向がある。一つ目は、違反に厳しい社会慣行とあいまって、罰則を強化することである。特に悪意性の高い「善意の悪用」「みな同罪」「目には目を」は厳罰化すべきである。同時に、警察の捜査能力の向上も必要となろう。二つ目は、逆に規制を緩和して自由度を高める方向である。なかでも選挙運動に関する諸規定は細かく、解釈が難しい部分も多いように思われる。また、ホームページやブログも、有権者が候補者を理解する上で有効であれば、その活用も考慮すべきであろう。こうすれば、「無知」「うっかり」「確信犯」も減ろう。

最後に、政治のあり方そのものを変えることも有効だろう。有権者の個別的要望を吸い上げ、集積して当選し、議員として実現する、これ自体は結構だが、政治家・政党には他方で、豊かな未来を切り拓く政策・主張を創造するという使命もある。有権者が、候補者の資質や実行力を勘案しつつ、政策・主張にも重点を置き、眼前の個別的利益のみに目を奪われなくなった時、違反の入り込む余地は狭まるはずである。

民主政治のさまざまな仕組み

東京大学大学院総合文化研究科准教授 内山 融



ひとくちに民主政治といっても、さまざまな仕組みがある。代表民主制は大きく分けると議院内閣制と大統領制の2つのタイプがある。日本は議院内閣制を採用しているが、その運用は、同じ仕組みを採用しているはずのイギリスとは異なっている。また、これとは別に、多数決原理を重視するか合意形成を重視するかによってタイプ分けを行うことができる。

議院内閣制と大統領制

議院内閣制はイギリスや日本で採用されている仕組みであるが、大統領制との大きな違いは、立法府と行政府の関係にある（図参照）。議院内閣制では、議会において首相が指名され、そ

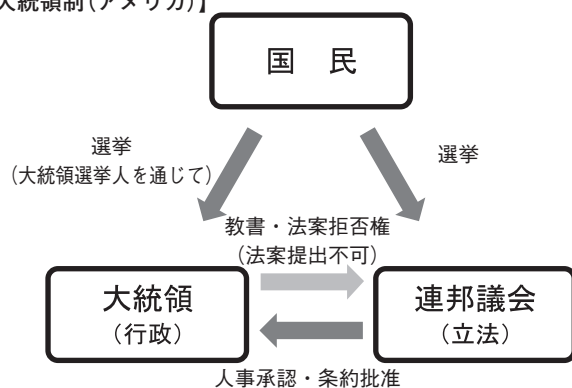
の首相が他の国务大臣を任命して内閣を形成する。すなわち、議院内閣制とは、内閣の存立が議会の信任に基づいている制度である。

現在の議院内閣制においては、行政権と立法権が融合する傾向にある。通常は議会で多数をとった政党の党首が首相になり、与党議員が閣僚となって内閣を構成する。多数党は議会だけでなく内閣をもコントロールするのであり、多数党が媒介となって、行政権と立法権が一体化する。

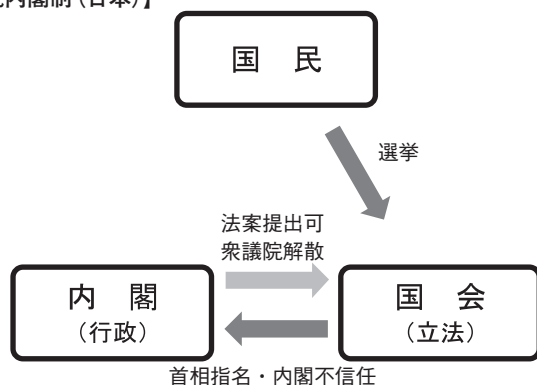
大統領制では、行政府の長である大統領が国民によって直接に選出される。大統領は、議会だけでなく国民に対して責任を負う。また、大統領制は立法権と行政権の厳格な分立を特徴とする。

典型例としての米国の制度は次のようなものである。大統領は、議会に対する法案提出権を持たない。一方、大統領は、議会を通過した法案に対して拒否権を持つ。また、大統領は議会を解散する権限を持たない反面、大統領は、弾劾の訴追を受けて有罪の判決を受けたとき以外は、議会によって罷免されることはない。このように、米国の政治制度は「抑制と均衡」の原理が基礎となっている。

図 大統領制と議院内閣制
【大統領制（アメリカ）】



【議院内閣制（日本）】



日本における議院内閣制の展開

日本で内閣制度が発足したのは、1885年のことである。明治憲法の制定（1889年）に際して「内閣官制」が制定されたが、そこでは閣僚間の平等性が強調された。明治憲法下の内閣制度は、首相のリーダーシップの弱さと各大臣の「割拠」に特徴づけられたのである。

敗戦を経て1946年に日本国憲法が公布されたことにより、日本に議院内閣制が導入された。首相の地位が憲法の条文で明確に規定され、国

務大臣を任意に任免できるようになったことが、明治憲法と比べたときの大きな特徴である。しかし、憲法上の規定とは別に、首相のリーダーシップを制約するような制度も作られた。たとえば、分担管理原則（各大臣が行政長官として行政権を分掌し、それぞれの所掌分野における責任者となる原則）が内閣法に取り入れられた。

ところで、イギリスも日本も同じ議院内閣制を採用しているが、その運用は大きく異なる。それぞれの国は、トップダウン型モデルとボトムアップ型モデルとして特徴づけることができる。イギリスでは、議会多数派が構成する内閣を中心としてトップダウン的な政策形成が行われる。首相と大臣が一丸となって、官僚と与党一般議員に対して強いリーダーシップを発揮するのである。内閣と与党は一体化しており、両者が別々に意思決定を行うことはない。

一方、かつての日本では、行政府の官僚が政策形成の主体となるボトムアップ的な政策形成がとられていた。内閣はそうして形成された政策を形式的・儀礼的に承認するだけであり、閣僚は各省庁の代弁者として行動することが多かった。また、閣議による内閣の意思決定と並行して、自民党でも行政府の政策に対する審査が行われており、内閣と与党は二元的に並立していた。

ボトムアップ型の内閣制度に対しては、以前より批判が投げかけられてきており、内閣機能強化の提案がしばしば行われてきた。そうした提案が大規模な制度改革として結実したのが、2001年1月からスタートした中央省庁等改革である。首相の補佐・支援体制が強化されるなど、首相のリーダーシップを支える諸改革が行われた。

こうした新たな制度を活用してリーダーシップを発揮した好例が、小泉純一郎首相（在職01～06年）である。小泉政権は、従来のボトムアップ型の政策決定に代え、「首相官邸主導」によるトップダウン型の政策決定を導入しようとした。また、09年には政権交代が起こったが、民主党政権は、国家戦略室の設置や政策決定の内閣一元化など、さまざまな「政治主導」の試みを導入した。

■ 多数決型民主政治と合意型民主政治

多数決型民主政治と合意型民主政治という区別も注目に値する（アレンド・レイブハルトの用語）。前者は多数決原理による決定を重視し、後者は合意追求を重視する。

多数決型民主政治の典型はイギリスである。その特徴は、まず、議会での単独過半数によって構成される内閣へ権力が集中していることである。すなわち、与党は圧倒的過半数でなくても強大な権力を付与される一方、少数派は政権から除外され、野党となる。行政府と議会の関係では、行政府が圧倒的権力を持つ。政党制については、2つの大政党が競合する二大政党制を特徴とする。選挙制度は、小選挙区での単純多数制によって当選が決まる、多数決型・非比例型のものである。

一方、合意型民主政治の典型はスイスとベルギーである。そこでは、広範な多党連立内閣によって権力が共有されている。ほとんどの主要政党が内閣に参加するのである。行政府と議会の関係は均衡したものである。つまり、議会に対して内閣が優勢になっておらず、両者が対等な相互依存関係にある。政党制は多党制であり、議会での過半数を持つ政党が存在しない。選挙制度は、議席が各党の得票に比例して分配される比例代表制である。

どちらのタイプが優れたパフォーマンスを生み出すかについて、レイブハルトは、民主化、女性の政治進出、経済的平等、投票率といった諸点において、合意型民主政治が有利であると主張している。

現在の日本では「決められる政治」を求める声が高まっているが、上記のような比較政治的な観点からその意義や限界について検討することも必要であろう。

うちやま ゆう 1966年生まれ。90年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手、東京都立大学法学部助教授などを経て現職。専門は日本政治・比較政治。著書に『現代日本の国家と市場』（東京大学出版会、1998年）、『小泉政権』（中央公論新社、2007年）、『専門性の政治学』（共編著、ミネルヴァ書房、2012年）。

アメリカの大統領選挙

投票方法・期日前投票

情報セキュリティ大学院大学 学長補佐・教授 湯浅 壘道



空前の選挙運動資金

2012年11月6日、アメリカ大統領選挙の一般有権者投票が行われ、現職のバラク・オバマ候補（民主党）が前マサチューセッツ州知事のミット・ロムニー候補（共和党）を破って再選された。前回大統領選でオバマ陣営は約7億5,000万ドルを支出したが、今回はそれを超えたと見られる。

アメリカでは、企業や団体、個人が候補者や政党に直接献金を行うことは連邦法で禁止され、候補者や政党を支援するための政治活動委員会（PAC）という政治資金団体が寄付を集め、PACを通じて間接的に候補者や政党に献金する。法人や団体が候補者とは無関係に独立して支出する場合でも、支出には規制が加えられていた。

ところが2010年に、連邦最高裁判所は新たな判決を下し、候補者や政党には直接関係していない政治活動に対する献金額に上限を設けることは違憲であると判断した。このため、候補者とは無関係の第三者団体への寄付に上限がなくなり、このような団体が候補者から独立して支出することは事実上、無制限になった。その結果、候補者とは無関係という建前の政治資金団体（スーパー PAC）が続々と登場して寄付を集め、テレビCMその他に巨額の資金をつぎ込んだのである。

政治資金を監視する民間団体のレスポンス政治センターによれば、今回の大統領選と連邦議会選のためにスーパー PACは6億3,000万ドルを集め、そのうちアメリカン・クロスロードというスーパー PACは1億ドル以上を集めたという。

期日前投票の短縮と投票所での本人確認の厳格化のうごき

連邦制国家であるアメリカでは、大統領選の投票制度について決定するのは原則として州の権限

に属する。今回の大統領選では、前回の大統領選とは異なる制度が導入された州が少なくない。

アメリカの期日前投票（early voting）は、有権者が指定された投票所に向いて直接投票するか、投票用紙を郵送することによって、投票日より前に投票することを認める制度であり、32州で導入されている。期日前投票が可能となる日は、投票日の45日前から4日前までと幅広いが、平均では22日前からとなる。期日前投票の締切りは、投票日の数日前ということが多い。

前回大統領選の後、期日前投票期間を短縮しようとするうごきが見られるようになった。たとえばフロリダ州では、今回大統領選に向けて2011年に州の選挙法を改正し、以前は2週間あった期日前投票期間を8日間に短縮して、投票の受付時間も短縮した。

いっぽう、今回の大統領選では、投票所における有権者の本人確認を厳格化する州が増加した。2010年の時点で有権者の本人確認を行うため政府機関発行の写真付き身分証明書の提示を求める州は、インディアナ州とジョージア州だけであった。しかしその後、投票所において本人確認のために身分証明書（ID）の提示を義務づける州法を制定する州が増えている。

最も厳格な確認方法は、有権者登録の際に提示したものと同一写真付きのIDを提示しないかぎり投票を暫定的にしか受け付けないというもので、

表1 各州の投票所における本人確認の導入状況

投票所における本人確認手段	採用する州の数
有権者登録の際に提示したものと同一写真付きのID	4
有権者登録の際に提示したものと同一ID（写真なしも可）	3
写真付ID	7
ID	16
合計	30

2012年大統領選で実施したのはインディアナ州、ジョージア州、カンサス州、テネシー州の4州である。その他の確認方法として、有権者登録の際に提示したものと同一ID（写真なしも可）、写真付きID、または何らかのIDの提示を求める州もあり、今回の大統領選では30州が身分証明書の提示を求めた。

期日前投票期間の短縮や投票所での本人確認の厳格化の目的は、投票における不正を減少させるためとされている。しかし、本当の目的は党派的なのではないかという声も強い。実際に、これらの法案はほとんどが共和党によって提出されており、民主党側からは有権者を締め出そうとするものという批判を受けている。民主党支持者に多いマイノリティや貧困層の中には、公的なIDを持たない場合が少なくないからである。また有権者登録手続の厳格化を図る州も増えており、期日前投票期間の短縮や投票所での本人確認の厳格化とあわせて、それらの影響による投票率の低下を懸念する声もある。

投票方法

アメリカでは、州によってレバー式投票機、マークシート、パンチカード、手書きの記号式投票等のさまざまな投票方法が用いられてきた。オレゴン州やワシントン州のように、投票所を設けず、すべて郵便投票で実施する州もある。

2000年大統領選挙の際、フロリダ州で採用されていたパンチカード式の投票用紙が、全米に混乱をもたらすことになった。その教訓から、2002年にアメリカ投票支援法（Help America Vote Act of 2002 = HAVA）が制定され、連邦政府が補助金を支出して投票方法の近代化を図ることになった。これによって旧式な投票方法は一掃され、直接記録方式電子投票機（DRE電子投票機）を導入する州が増えた。

ところが2003年1月、電子投票システムの大手ベンダーであったディーボールド社の電子投票システムのソースコードが、インターネット上に流出するという事件が発生する。研究者たちがソースコードを検証した結果、重大な脆弱性があることが明らかになり、有権者の電子投票機への不信

や批判の声が高まった。そこで、DRE電子投票機にプリンターを装備し有権者投票確認監査証跡紙（VVPAT = Voter Verified Paper Audit Trail）を印刷することを義務づける州が増えたが、有権者の電子投票機への不信感を拭い去ることはできなかった。

このため前回大統領選では、タッチパネルで選択した候補者をマークシートにプリンターで印字し、それを光学スキャン（OCR）して読み取るという方式を採用する州が増えた。

今回の大統領選では、標準的な投票方法として光学スキャンを採用する州が増加し、全体の半数以上の州が、マークシートを光学スキャンする方式を州全体で採用した。全米で最多の有権者を擁するカリフォルニア州も、VVPAT付電子投票機を使用する2つの郡を除いて、光学スキャン方式に切り替えた。

表2 各州の標準的な投票方式の状況

標準的な投票方式	採用する州の数
光学スキャン	26
光学スキャン、VVPAT無し 電子投票併用	5
光学スキャン、VVPAT付 電子投票併用	6
VVPAT付電子投票	3
VVPAT無し電子投票	8
郵便投票（光学スキャン）	2

なお、ニュージャージー州は、投票日の11月6日の約1週間前にアメリカを襲ったハリケーン「サンディ」で被災した有権者に対して、郵便投票の受付期間の延長、電子メールでの投票を認める等の緊急措置を行った。暗号化等がまったく行われていない電子メールによる投票には、専門家からセキュリティやなりすましに関する懸念が表明されたが、州当局は被災者の投票を優先させる判断を行ったものといえよう。しかし、大統領選の投票日は連邦法で固定されており、州は延期できない。大災害と投票日との関係が課題となっている。

ゆあさ はるみち 1970年生まれ。青山学院大学法学部卒、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程退学、九州国際大学法学部専任講師、助教授、教授を経て2008年九州国際大学副学長、2011年より現職。専門は、選挙・政治制度論、情報法など。主な著書に『電子化社会の政治と制度』（オブアワーズ、2006年）、『人文社会情報科学入門』（共編著、東北大学出版会、2009年）など。

名言の舞台

セーレン・キルケゴール

1813～1855年



人間とは奇妙な奴だ！ 自分が持っている
自由は決して使わないのに
いつも自分の持っていない自由を望む

デンマーク生まれの思想家キルケゴールによる『あれか、これか』の一節です。

実存主義者であるキルケゴールは、欲求を満たすためでなく、「あるべき姿」を体現するためでもなく、自らの中に生きる真理を見出すべきと主張しました(実存の三段階)。つまり、自己の外側から与えられ、皆が共有する客観的真理ではなく、自己の内にある主体的真理を求めることを説いたのです。

本書の冒頭に記されるこの言葉は、あくなき欲求を充足させることに生きる価値を見出す人々の姿を揶揄したものです。

さて、この名言は、現代を生きる私たちに、どのような示唆を与えてくれるのでしょうか。選挙が近づくと、有権者は、大量の情報を見聞きすることになります。その中には、重要な争点はこれである、この候補者がこんな発言をして

いる、あの政党が優勢であるなど、投票先の選択に影響を及ぼすような内容も含まれるでしょう。また「有権者として投票参加すべき」という意見もしばしば聞かれるでしょう。

もちろん、これらの情報を参考にすることは間違いではありません。しかし、それ以上に大事なことは、そうした情報が、自らにとってどういう意味を持つのかを、改めて問い直すことです。

巷間に伝えられることを、ただ受け入れるのではなく、「自分にとって選挙とは何か」「自分にとっての重要な争点は何か」を、今一度熟考し、主体的に答えを見つけ出すこと。そうした過程を経れば、有権者は、真に後悔のない投票ができるようになります。

この意味で、キルケゴールの思想は、有権者に、現代民主主義を支える上で大切なことを教えるものといえるでしょう。

キルケゴールの生きた時代

	1813	21	30	40	41	43	44	46	49	50	55	1915
キルケゴールヨーロッパ	デンマーク・コペンハーゲンに生まれる	公民学校(ラテン語学校)に入学 (14~24) ルイ18世 フランス国王に	コペンハーゲン大学 神学部に入學	神学国家試験に合格 国王に(37~41) ヴィクトリア女王イギリス	結婚 レギーネ・オルセンと	『あれかこれか』おそれと 『不安の概念』哲学的断片 『おののき』反復 刊行	『不安の概念』哲学的断片 『おののき』反復 刊行	『非学問的あどがき』刊行 『コルサール事件』刊行	『死に至る病』刊行 マルクス『共産党宣言』(48) フランス二月革命、	『キリスト教の修練』刊行	クリミア戦争(54) デンマーク国教会との対立 死(42歳) の最中、コペンハーゲンで	発行 和辻哲郎が日本初の キルケゴール研究書を
日本			天保の飢饉(33~39) シーボルト事件(28) 異国船打私令(25)		天保の改革(41~43)					ペリー来航(53)		

* レギーネとの結婚破棄が、その後の思想形成に大きな影響を与えた。

** 風刺新聞『コルサール』が半年にわたりキルケゴールを揶揄・攻撃。これに対しキルケゴールは大衆批判、とりわけキリスト教会批判を展開する。

■ 新有権者向けパンフレット

成人式などで配布していただくため、パンフレット「別冊ナタリー 選挙ガイドブック」(A5判32頁)を制作し、選挙管理委員会に配布希望部数約75万部を送付しました。



制作にあたっては、音楽、コミック、お笑いに関するニュースを配信するWEBサイト「ナタリー (URL: natalie.mu)」とコラボし、多くの方に関心を持って読んでいただけるように複数のタレントなどを起用しました。

アイドルグループの乃木坂46の中心メンバー4名が、ジャーナリストで新書「ウェブで政治を動かす!」著者の津田大介氏と選挙の意義や投票手順について勉強する「選挙のキホン」と題したコーナーや、音楽プロデューサーとしてアイドルグループのももいろクローバーZなどに楽曲提供をしているアーティストのヒヤダイン氏、マンガ「モテキ」作者の久保ミツロウ氏、お笑い芸人のピースへのインタビュー記事などを掲載しました。また、全国各地で活躍する若者の選挙啓発グループ21団体の紹介もしています。

■ 寄附禁止周知用リーフレット

政治家などと有権者の間では贈答品などの授受は禁止されていることを周知するリーフレットを制作し、選挙管理委員会に配布希望部数約73万部を送付しました。

「三ない運動」川柳教室と題し、寄附禁止の3つのルール「贈らない、求めない、受け取らない」を覚えてもらいやすいように、川柳で表現しました。ラックに縦に入れても目立つように、B4判三つ折で縦型の形状としました。



■ 明るい選挙啓発ポスターコンクール作品集

平成24年度の明るい選挙啓発ポスターコンクールの文部科学大臣・総務大臣賞(連名)18作品、明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)60作品を掲載した作品集を24,000部制作し、市区町村選挙管理委員会を通じて、ご応募いただいた学校などに配布しました。次年度もたくさんのご応募お待ちしております。



表紙ポスターの紹介

◆平成24年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

米村 里歩さん 鹿児島県立隼人工業高等学校2年

東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

投票箱の中から見上げるような構図で、見る人も投票箱の中に入ったような気持ちにさせる作品です。優しい線と淡い色合いで見る人を優しい気持ちにさせる、とてもさわやかな感じがするポスターです。

編集後記

- 特集テーマは、「ソーシャルメディアを考える」です。ツイッター、フェイスブックなど様々な形態をとるソーシャルメディアは、現代社会に大きな存在感を示していますが、政治・選挙に関してはどうなのでしょう。ネット選挙運動が解禁されようとしている今、ソーシャルメディアは政治・選挙をどう変えるのか、そしてその限界はどこにあるのか。衆院選に見られた日本の状況やアメリカ大統領選挙における事例も含め、4人の方にご執筆いただきました。
- 連載してきました「オーストラリアのシティズンシップ教育」は今回が最終回です。5回にわたって、目指すべき市民像、

学校における政治教育、議会による体験学習、今後のカリキュラムなどを紹介していただきました。

- 「現代選挙違反事情」も最終回です。選挙違反について、歴史的背景も押さえながら多角的に解説していただきました。今回は違反の動機を分析し、その対策として啓発活動と有権者教育が大事とされています。
- 海外の選挙事情は、米大統領選の投票方法、期日前投票制度などについて、枠を2頁に拡大して、電子投票制度などにお詳しい湯淺教授に紹介いただきました。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

ワクワク、
ドキドキ。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。